

性能等確認済マフラーについてのお知らせ

平成25年4月1日より、平成22年4月1日以降に生産された車両が車検を迎えます。スポーツマフラーを装着して車検を取得する場合、【性能等確認済マフラー】が必要になります。



概要

平成22年4月1日以降に生産された車両用の交換用マフラーにおいて、**有効な騒音防止性能の有無**を、公正かつ適切に判定できるしくみを作るために、交換用マフラーの騒音防止性能等を予め検査、確認できるとして自動車審査事務規定に基づき登録された機関を「性能等確認機関」とい、この「性能等確認機関」の性能等確認試験によって事前認証を取得したマフラーは、「性能確認済表示」を表示することができ、純正品と同じく車検を受けることができます。ここではその機関の一つ「株式会社JQR」での検査の流れを説明します。

認証(性能等確認)の流れ

